

「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」（精神疾患）案

◇分類基準

3 特殊性

搬送に時間を要している等、特殊な対応が必要なものとする。

なお、特殊性としては、「精神疾患」とし、対応可能な医療機関に搬送する必要がある。

(1) 精神疾患

緊急の処置が必要な傷病者の対応が考えられ、対応できる医療機関に搬送し、迅速な対応が必要と考えられる。

なお、特殊性に分類した場合でも、外傷等の他の疾病を併発した場合など、症状、病態等によって、緊急性が高い場合は、まずは緊急性の分類基準により判断し、対応できる医療機関へ搬送することが適当と考えられる。

○特殊性における搬送先医療機関のフロー図（別添）

◇医療機関リスト

【特殊性】（表3）

(1) 精神疾患

| 圏 域 | 医 療 機 関 名 |
|-----------|----------------------|
| 大津・湖西 | 琵琶湖病院、滋賀里病院、瀬田川病院 |
| 東近江・甲賀・湖南 | 湖南病院、水口病院、八幡青樹会病院 |
| 湖北・湖東・ | 豊郷病院、長浜赤十字病院、セフィロト病院 |
| 全圏域 | 県立精神医療センター |

◇観察基準

3 分類基準の「特殊性」に関する症状、病態等

(1) 精神疾患

- ・意識混濁、朦朧状態
- ・記憶障害
- ・知覚障害（幻覚など）
- ・思考障害（思考停止、思考散乱 など）
- ・感情障害（興奮、不安、怒り など）
- ・行動障害（不眠、暴力、多量飲酒 など）
- ・周囲の状況の確認や家族等からの既往歴の聴取

※ 外傷等の他の疾患を併発した場合など、症状、病態等によって、緊急性が高い場合は、分類基準の「緊急性」の観察基準に準じた観察を実施する。

◇選定基準

9 精神疾患の傷病者については、滋賀県精神科救急医療システムを考慮する。

◇受入医療機関確保基準

- 1 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準
- (3) 上記の場合、救急隊は、原則として圏域外も含めた医療機関リストから受入れ要請を行い、搬送先が確定できないときは最寄りの救命救急センターまたは後方支援病院である滋賀医科大学医学部附属病院に搬送することとする。

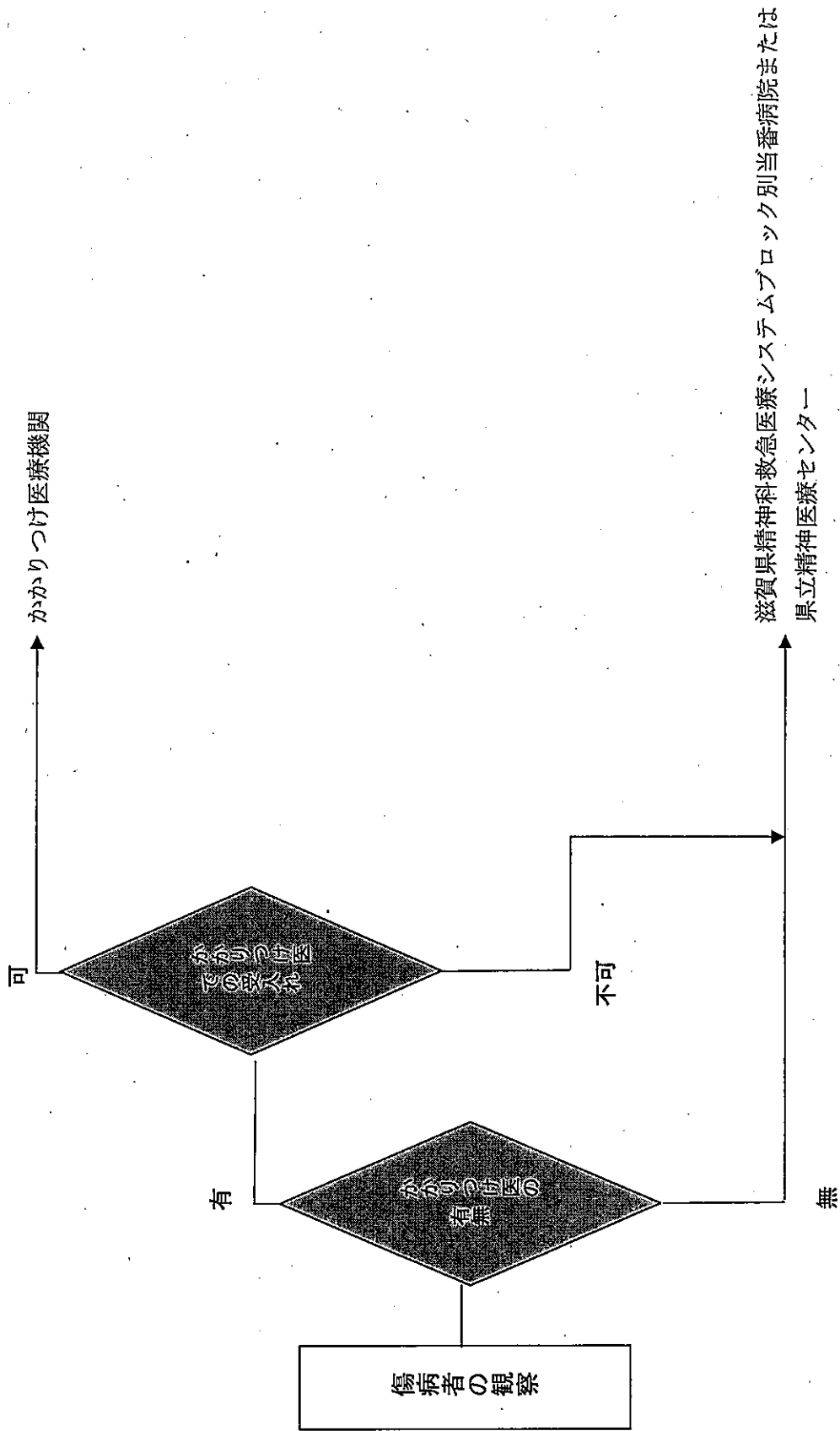
なお、精神疾患については、滋賀県精神科救急医療システムによるものとする。

- 2 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

- (3) 精神科救急医療システムの活用

精神疾患については、滋賀県精神科救急医療システムを活用し、傷病者の受入れを行う医療機関を確保する。

○特殊性における搬送先医療機関のフロー図



※特殊性に分類した場合でも、身体合併症により緊急性が高い場合は、まずは緊急性の分類基準により判断し、対応できる医療機関へ搬送するものとする。身体疾患の治療後において、引き続き精神疾患の治療が必要な場合は、対応可能な医療機関に転院するものとする。